

**1 基本的な考え方**

- (1) 本市は、各種広報媒体を活用し、感染症の発生に関する適切な情報の提供および正しい知識の普及を行い、感染症のまん延防止のための措置を行うに当たっては、患者等の人権を尊重するものとします。
- (2) 医師等は、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供するよう努めることが重要となります。
- (3) 市民は、感染症に関する正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、偏見や差別により患者等の人権を損なわないよう、努めることが重要となります。

**2 感染症に関する啓発および知識の普及ならびに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策**

- (1) 本市は、患者やその家族、それらの患者等と接する機会が多い職業の従事者等への差別および偏見の排除等を進めるため、国に準じた施策を講ずるとともに、相談機能の充実等により市民に身近なサービスを充実させます。特に、市立函館保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症に関する情報提供や相談等に積極的に対応します。
- (2) 本市は、患者等のプライバシーを保護するため、関係職員に対し研修等を通じてその徹底を図ります。
- (3) 本市は、患者等のプライバシーを保護するため、医師が感染症に関する届出を行った場合には、当該医師が状況に応じて、患者等に対し当該届出の事実等を通知するよう、その徹底に努めます。
- (4) 報道機関においては、個人情報に注意を払い、常時、的確な情報の提供がなされることが重要であることから、感染症に関し、誤った情報や不適当な報道がなされないよう、本市は、報道機関と平時から適切な連携を図ります。
- (5) 本市は、連絡協議会への参画等を通じ、国、道および医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体との連携を図ります。